

たんぎんバンクカードVisa 会 員 規 定

たんぎんバンクカードVisa会員規定
海外預金引出しサービス利用特約
マイ・ペイすりぽ特約
たんぎんバンクカードVisa保証委託約款
個人情報の取扱いに関する重要事項
たんぎんデビットカード取引規定(個人のお客さま用)
たんぎんICキャッシュカード規定(個人のお客さま用)
たんぎん生体認証規定(個人・法人のお客さま用)

地域とともに発展する

但馬銀行

たんぎんバンクカード Visa 会員規定

第1章 【一般条項】

第1条 (会員)

1. 株式会社但馬銀行（以下「当行」といいます。）に、本規定承認のうえたんぎんバンクカード Visa（以下「カード」といいます。）の利用を申込み、当行が適格と認めた方を本会員とします。また、当行が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。
2. 本会員が本会員の代理人として指定し第3項および第4項の責任を負うことを承認した家族で、当行が適格と認めた方1名を限度として家族会員とします。なお、本規定では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。本会員は、本会員の代理人として家族会員に、当行が当該家族会員用に発行したカード（以下「家族カード」といいます。）および会員番号を本規定に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人として本規定に基づき家族カードおよび会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
3. 本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当行に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カードおよび会員番号を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当行が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、予め承諾するものとします。
4. 本会員は、家族会員に対し本規定の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規定の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む。）を賠償するものとします。
5. 本会員は、家族会員が理由の如何を問わず本条2項に規定する代理人でなくなった場合あるいは代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に前3項の代理人としての責任が消滅したことを、当行に対して主張することはできません。
6. 本会員は、申込時にカード取引を行う普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。以下「利用口座」といいます。）を指定するものとします。

第2条 (カードの種類、貸与および管理)

1. 当行が発行するカードの種類は、「たんぎんバンクカード Visa」、「たんぎんバンクカード Visa ゴールド」、「たんぎんバンクカード Visa レディース」とします。
2. 当行は、会員に会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という。）を表面に印字した会員の希望する種類のカードを貸与します。
なお、家族会員にカードを貸与する場合は本会員と同

一種類のものとしします。

3. 会員はカードを貸与されたときは、直ちにカード裏面署名欄に自署するものとしします。本会員は、カード発行後も、届出事項（第10条第1項の届出事項をいいます。）の確認手続きを当行が求めた場合にはこれに従うものとしします。
4. カードおよびカード情報は、カード表面に表示された会員本人以外使用できません。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理するものとしします。
5. カードの所有権は当行に属し、会員は他人にカードを貸与、譲渡および質入れする等カードの占有を第三者に移転させること、またはカード情報を使用させることは一切できません。また、会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。
6. 日本国内にてカードを紛失した場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、ただちに当行所定の書面により利用口座のある店舗に届け出てください。この届出を受けたときは、ただちにカードによるショッピングサービスおよびキャッシングサービスの停止の措置を講じます。
7. 前項の届出の前に、電話による通知があった場合にも前項と同様としします。なお、この場合にも、すみやかに書面により利用口座のある店舗に届出てください。
8. 海外にてカードを紛失した場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、ただちに VISA International Service Association（以下「VISA International」といいます。）に加盟の最寄りの金融機関、クレジットカード会社または利用口座のある店舗に通知するとともに、帰国後すみやかに当行所定の書面を利用口座のある店舗に提出するものとしします。

第3条（保証の委託）

会員は、カード利用による当行に対する一切の債務について、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託し、その保証を受けるものとしします。なお、保証委託の範囲等については、別途たんぎんバンクカード Visa 保証委託約款によるものとしします。

第4条（サービスの範囲）

1. 会員はカードを利用して、次のサービスを受けることができます。
 - ① 当行および当行が提携した金融機関の現金自動預金機（現金自動入払機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用した利用口座への預入れ。
 - ② 当行および当行が提携した金融機関の現金自動支払機（現金自動入払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用した利用口座からの払

戻し。

- ③ 当行および当行が提携した金融機関の現金自動振込機（現金自動入払機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用した振込資金の利用口座からの振替えによる払戻しおよび振込。
- ④ 第18条第1項に定める加盟店における商品の購入ならびにサービスの提供を受けたことにかかる代金および料金の立替支払い（以下「ショッピングサービス」といいます。）。
- ⑤ 支払機等による立替え現金払出し（以下「キャッシングサービス」といい、「キャッシング一括」、「キャッシングリボ」により構成されます。）。
- ⑥ 支払機等による利用口座の当座貸越借入金の払出しおよび預金機による当座貸越借入金の返済（以下「カードローンサービス」といいます。ただし、当行が別に承認した場合に限ります。）。
- ⑦ その他のサービス。

2. 家族会員は、前項⑥を除くすべてのサービスを受けることができます。
3. 会員は、第18条第1項に定める提携VISA各社において自社のクレジットカード会員に対し実施する各種サービスのうち一部受けることのできないサービスがあります。

第5条（カードの利用方法）

1. 会員は預金機、支払機および振込機にてカードを利用する場合は、カード表面に記載されているカード挿入方向に従って、キャッシュカードサービス（第4条第1項①～③および⑥）を利用する際には「キャッシュカードのご利用」の方向から挿入し、クレジットサービス（第4条④および⑤）を利用する際には「クレジットカードのご利用」の方向から挿入し、機能を使い分けるものとします。
2. 会員がカードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両方を使用できる加盟店においてカードを利用する場合には、カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて当該加盟店に申し出るものとします。
3. 前2項において会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、会員が負担するものとし、また会員はこの場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第6条（特典および付帯サービス）

1. 当行は会員に対し当行の定めた特典を付与します。特典の内容については、パンフレット等に記載します。
2. 当行は会員に事前に通知することなく、特典の内容を変更または中止する場合があります。
3. 会員は、当行と契約しているサービス提供企業（以下「サービス提供企業」といいます。）が提供する付帯サービスを利用することができます。
4. 付帯サービスの利用にあたっては、サービス提供企

業の定める規約等がある場合には、会員はそれに従うものとします。また、カードの種類によっては利用できない付帯サービスがあることをあらかじめ了承することとします。

5. サービス提供企業は会員に事前に通知することなく付帯サービスの内容を変更または中止する場合があります。

第7条（暗証番号）

1. 会員は、当行所定の方法により、カードの暗証番号（4桁の数字）を登録するものとし、預金の預入れ、払戻し、振込に使用する暗証番号および第18条第1項に定める加盟店に設置の端末機を使用するショッピングサービス、キャッシングサービスに使用する暗証番号をそれぞれ届出るものとします。ただし、会員からの届出がない場合、または当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、当行が所定の方法により暗証番号を登録します。
2. 会員は、暗証番号につき生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は避け、また、会員は暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 会員は、当行所定の方法により暗証番号を変更することができるものとします。ただし、カードの再発行手続きが必要となる場合があります。

第8条（暗証番号の照合等）

1. 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が会員に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、日本国内のキャッシングサービスを行います。
2. 当行は、日本国外における VISA International に加盟する金融機関、クレジットカード会社が設置し、指定している支払機において、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を当行が確認のうえ、海外キャッシングサービスを行います。
3. 当行は、日本国外における VISA International に加盟する金融機関、クレジットカード会社がカードを確認し、カード上の署名とキャッシングサービス請求書類の署名の一致を確認のうえキャッシングサービスを行います。
4. 加盟店に設置の端末機によりカードを確認し、端末機操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、ショッピングサービスを行います。
5. カードローンサービスにおける暗証番号の照合等については、別途たんぎんカードローン借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローン My Life 30 借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンステップアップ借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンスピード・オーナーズポケット借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローン STORK 借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンスピード・オーナーズポケットプラス借入申込

書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローン（WEB完結型）当座貸越契約規定、たんぎんATMカードローン取引規定、たんぎんICキャッシュカード規定およびたんぎん生体認証規定によるものとします。

第9条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、カード表面に月、年（西暦の下2桁）の順に記載し、当該月の月末日までとします。
2. 有効期限を経過したカードは使用できません。有効期限を経過したカードは、ハサミによる裁断等の処理を施したうえで、会員の責任において廃棄するものとします。
3. カードの有効期限が到来した場合、当行が継続を適当と認めたときは、新たな有効期限を記載したカードを会員に貸与します。

第10条（届出事項の変更等）

1. 当行に届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、その他の項目（以下「届出事項」といいます。）に変更が生じた場合、次項に定める場合を除き、会員は遅滞なく、所定の届出用紙の提出等当行所定の方法により届出るものとします。
2. 氏名・暗証番号等を変更する場合その他当行が必要と認める場合には、会員は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。
3. 前2項の届出がなされていない場合でも、当行は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前2項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当行の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
4. 第1項および第2項の届出がないために、当行からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。但し、届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときを除きます。
5. 会員が第32条第1項または第2項に該当すると具体的に疑われる場合には、当行は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提供を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。

第11条（年会費）

1. 会員は、当行に対し所定の年会費を毎年1回所定月の10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳および払戻請求書なしで利用口座から自動引落しの方法により支払うものとします。なお、支払日に自動引落ができない場合においても、当行は、支払日後いつでも同様の取扱いができるものとします。また、本規定による契約が終了または解約されても年会費は返却しません。
2. 前項の年会費は、当行が必要と定めたときは相当な

範囲で変更できるものとし、この場合、当行の店頭または支払機設置場所への掲示等当行所定の方法により会員に通知するものとし、

第12条 (偽造カード等によるキャッシングサービスの利用)

偽造または変造カードによるキャッシングサービスの利用については、会員の故意による場合またはキャッシングサービスの利用について当行が善意かつ無過失であって会員に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとし、

この場合、会員は、当行所定の書類を利用口座のある店舗に提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとし、

第13条 (紛失・盗難等)

1. 会員は、カードまたはカード情報の紛失・盗難等にあった場合には、当行所定の書類を利用口座のある店舗に提出するものとし、

2. カードまたはカード情報の盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じたキャッシングについては、次のすべてに該当する場合、会員は当行に対して当該キャッシングにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

① カードまたはカード情報の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知または届出が行われていること

② 当行の調査に対し、会員より十分な説明が行われていること

③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実として内閣府例で定めるものを示していること

3. 前2項の請求がなされた場合、当該キャッシングが会員の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知または届出が行われた日の30日(ただし、当行に通知または届出することができないやむを得ない事情があることを会員が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた当該キャッシングにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとし、

ただし、当該キャッシングが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、会員に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとし、

4. 前3項の規定は、前3項にかかる当行への通知または届出が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正なキャッシングが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとし、

5. 前3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当す

ることを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

① 当該キャッシングが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A. 会員に重大な過失があることを当行が証明した場合

B. 会員の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって当該キャッシングが行われた場合

C. 会員が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

6. カードまたはカード情報を他人に使用され、キャッシングサービスを利用されたことにより生じた損害で、前号により当行が補てんする以外のものは会員の負担とします。

7. 当行は、カードが第三者によって拾得される等当行が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるると判断した場合、当行の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第14条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行が認めた場合で、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

ただし、カードの偽造、変造等の場合のカードの再発行は、その限りではありません。

第2章 【ショッピング・金融サービス条項】

第15条（カードの利用枠）

1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のショッピングサービスおよびキャッシングサービスの利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当行が所定の方法により定めるものとします。

2. ショッピングサービスの利用枠（以下「ショッピング利用枠」といいます。）は、各本会員につき、本会員および家族会員のショッピングサービスの利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。

3. 割賦利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のショッピングサービスのうちリボルビング払い、分割払い（3回以上のものをいう。以下同様）、2回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の合計額と

して管理します。その金額は、前項ショッピング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。

4. ショッピングサービスのうち、本会員および家族会員のリボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当行が所定の方法により定めるものとします。
5. 前項のリボルビング払いの利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを使用した場合には、原則として超過した金額の全額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当行が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。
6. ショッピングサービス利用の際、利用金額、購入商品や提供を受けるサービス、利用状況等の事情によっては当行の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店が当行に対してカードの利用に関する照会を行うことをあらかじめ承認するものとします。なお、当行が会員のカード利用が適当でないと判断したときはカードの利用はできません。
7. キャッシングサービスの利用枠（以下「キャッシング利用枠」といいます。）は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボ、キャッシング一括の未決済残高の合計額として管理します。その金額は第1項に定める総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
8. キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
9. キャッシング一括の未決済残高の利用枠は、第7項のキャッシング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
10. 日本国外におけるキャッシングサービスによる利用枠は第2項に定めるショッピング利用枠の範囲内で当行が所定の方法により定めるものとします。
11. カードローンサービスの利用枠は、別途たんぎんカードローン借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンMy Life 30借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンステップアップ借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンスピード・オーナーズポケット借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンSTORK借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンスピード・オーナーズポケットプラス借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローン（WEB完結型）当座貸越契約規定、たんぎんATMカードローン取引規定によるものとします。
12. 会員は、利用枠を超えてカードを利用した場合においても当然に支払義務を負うものとします。
13. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該

当した場合、その他当行が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。

- ① カード利用代金等当行に対する債務の履行を怠った場合
- ② 会員のカード利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当行が必要と認めた場合
- ③ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当行が必要と認めた場合

14. 本条に定める利用枠は、当行が適当と認めた場合には、当行所定の方法により増額できるものとします。ただし、会員から異議のある場合を除きます。

第 16 条（複数枚カード保有における利用枠）

会員が、当行の発行するカードを複数枚所持している場合のカード利用枠は、それぞれのカードごとの合計額ではなく、それらのカードを合算して第 15 条第 1 項に定めた金額以内とします。

第 17 条（手数料の料率、利率の変更）

リボルビング払い、分割払いの手数料の料率およびキャッシングサービスの利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することがあります。この場合、当行から手数料の料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払い、キャッシングサービスの利用残高に対し、また分割払いについては変更後の利用分から、変更後の手数料の料率、利率が適用されるものとします。

第 18 条（ショッピングサービス）

1. 会員は、VISA International に加盟の金融機関またはクレジットカード会社等（以下「提携 VISA 各社」という。）と契約した日本国内および国外の加盟店（以下「加盟店」という。）にカードを呈示し、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うことによりショッピングサービスを受けることができます。なお、売上票への署名にかえて、加盟店に設置されている端末機でカードおよび登録されている暗証番号を操作する等、所定の手続を行うことにより同様のサービスを受けることができます。
2. 前項の定めにかかわらず、当行が通信販売、カタログ販売等特殊な方法を定めた場合は、その方法によるものとします。この場合には、カードの呈示、署名等を省略することができるものとします。
3. 前 2 項により会員が加盟店に支払うべき代金および料金は、加盟店および提携 VISA 各社からの請求に基づき当行が所定日までの間、会員の委託により立替支払いします。
4. 前項において提携 VISA 各社は加盟店から、会員の利用により生じた加盟店の会員に対する債権の譲渡を受ける場合があります。この場合、会員は加盟店、提携 VISA 各社からの通知または承認の請求を省略して譲渡されることを予め承諾するものとします。
5. 会員のショッピング利用に際して、利用金額、購入

商品・権利、提供を受ける役務によっては当行の承認が必要になります。この場合、会員は加盟店が当行に対してショッピング利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。その際、当行が会員本人の利用であることを確認することがあります。

6. 当行は、会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合、または約定支払日に支払われなかった場合は、ショッピング利用を断ることがあります。また貴金属、金券類等の一部の商品については、ショッピング利用を制限することがあります。
7. 商品の所有権は、当行が加盟店に対して立替払いをしたとき、または加盟店から当行に債権が譲渡されたときに当行に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることを会員は承認します。
8. 会員は、カードの利用により購入した商品またはサービス等を加盟店との合意によって取消す場合、その代金および料金は当行所定の方法により精算するものとします。

第19条（ショッピング利用代金の支払区分）

1. ショッピング利用代金の支払区分は1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いのうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いは、一部の加盟店で指定できない場合、ボーナス一括払いは指定できない期間がある場合があります。なお、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかったときは、すべて1回払いを指定したものとして取り扱われます。また、リボルビング払い、分割払いを指定した場合でも、利用したカードを解約したときは、1回払いとして取り扱われることがあります。
2. 前項にかかわらず、会員は、次の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をリボルビング払い、分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、キャッシングサービス、カードローンサービス、その他当行が指定するものには適用されません。
 - (1) 本会員が申し出、当行が認めた場合、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてリボルビング払いとする方式。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定したときは、当該ショッピング利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当行が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。
 - (2) 日本国外に所在する加盟店（これに準ずるものを含む。）でのショッピング利用代金について、事前に本会員が申出て当行が適当と認めた場合に、以後の支払いをすべてリボルビング払いとする方式。
 - (3) カード利用の際に1回払い、2回払い、ボーナス一括払いを指定したショッピング利用代金の支払区

分について、本会員が、当行が定める日までに支払区分変更の申し出を行い、当行が適当と認めたときに、当該代金（2回払いは利用額の全額）をリボルビング払い、分割払いに変更する方式。その場合、1回払い、2回払いからの変更のときは、カード利用の際にリボルビング払い、分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更のときは、ボーナス一括払いの支払日の締切日にリボルビング払い、分割払いの指定があったものとし、ボーナス一括払いからの変更申し出があった後で、ボーナス一括払いの支払日の締切日までに会員資格の取消しがあったときは、支払区分変更の申し出はなかったものとし、

- (4) 支払日の前月22日以降に、前項により支払区分の変更を行ったショッピング利用代金については、事務上の都合により、利用時の支払方法に応じた各締切日の翌月15日を締切日とみなして取り扱われます。

第20条（代金等の支払い）

1. ショッピングサービス、第25条および第26条に定めるキャッシングサービスによる会員の当行に対する債務の締切日は、毎月15日とし、翌月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳および払戻請求書なしで本会員の利用口座から自動引落としの方法により支払うものとし、ただし、支払日等について別定めがある場合は、その定めに従うものとし、なお、事務上の都合により支払日は翌々月以降の10日（銀行休業日の場合は翌営業日）になることがあります。
2. 2回払いは、ショッピング利用代金の半額（端数が生じた場合は、初回分に算入します。）を、締切日の翌月と翌々月の支払日に支払うものとし、ボーナス一括払いの締切日は、毎年7月15日、12月15日とし、それぞれ翌月の支払日に支払うものとし、
3. 本会員または家族会員が、本規定に違反してカードを利用した場合ならびに本規定に定める以外の方法によりカードを利用した場合でも本会員は支払いの責を負うものとし、その利用代金および料金の支払いは前2項と同様とします。
4. 会員の日本国外におけるショッピングサービスおよびキャッシングサービスの利用代金および料金については、外貨額を円貨に換算した金額を第1項の定めにより支払うものとし、外貨額をVISA Internationalの決済センターにおいて集中決済された時点での、VISA Internationalの指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。ただし、日本国外におけるキャッシングサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
5. 当行は、本会員の毎月の支払いに係るご利用代金明細情報を、支払期日までに当行指定のウェブサイトにて閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します

(ただし、法令で別途定めがある場合および一部提携カードにおいては、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します)。会員はVpassID規約、WEB明細特約に同意のうえ、当行指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。また、ご利用代金明細情報について書面による通知を希望する本会員は、当行指定の方法により当行へ申し出るものとし、当行がこれを承諾した場合あるいは法令上義務づけられる場合、当行は本会員の届出住所宛てに書面を送付します。当行は、書面による通知を実施する場合で、当該通知が当行の義務に属しない場合には、本会員に対し、書面による通知にかかる当行所定の手数料を請求することができるものとします。本会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に当行に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが書面による通知にかかる手数料または年会費のみの場合は、利用代金明細書を送付しない場合があります。

6. 会員の当行に対する弁済期の到来している債務について、当行は随時、支払いを受けることができるものとします。また、弁済期の到来しているショッピングサービスによる債務とキャッシングサービスによる債務の合計額が利用口座の預金不足等により引落しできないときは、そのいずれに充当するかは当行の任意とします。ただし、ショッピングサービスによる債務と、日本国内におけるキャッシングサービスによる債務のいずれの債務にも充当できないときは、その債務の一部の引落しはいたしません。

第21条 (リボルビング払い)

1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
- ① (お店でリボ)：カード利用の都度リボルビング払いを指定する方法。
 - ② (マイ・ペイすリボ)：本会員が事前に申出て当行が適当と認めた場合において、あらかじめカードショッピング代金の支払区分を全てリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該カードショッピング代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当行が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなる場合があります。
 - ③ (あとからリボ)：カード利用の際に1回払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング代金の支払区分について、当行が適当と認めた会員が、当行が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当行が適当と認めた場合に、当該代金(2回払いは利用額の全額)をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料・支払金額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、

カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとし、なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとし、

2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円、または、1万円以上1万円単位。「たんぎんバンクカード Visa ゴールド」の場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて第3項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとし、また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。

なお、当行が定める日までに当行所定の方法で本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、弁済金を増額もしくは減額できるものとし、

3. お店でリボおよびあとからリボの毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとし、ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。

なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象といたします。

4. 本会員は、別途定める方法により、リボルビング払いにかかる債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。
5. 第18条第8項に定めるカード利用後の取消の場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消にかかわらず第3項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとし、

第22条（分割払い）

1. 分割払いは次の方法で指定するものとし、
 - ① カード利用の都度分割払いを指定する方法
 - ② カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定した後に当該代金（2回払いは利用額の全額）を分割払いに変更する方法。この方法は、当行が適当と認めた本会員が、当行が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当行が適当と認めた場合にのみ利用できるものとし、その場合、手数料・分割支払額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割

払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合はボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

- ③ 分割払いの指定をした後、第1回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。
2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表のとおりとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また24回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。
3. 分割払いの場合のカードショッピングの支払総額は、カード利用代金に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、カードショッピングの支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。
4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月・8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りのカードショッピング利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当行が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回当りのカードショッピング利用代金の50%以内で指定することができます。
5. 本会員は、別途定める方法により、分割払いにかかる債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、会員が当初の契約のとおりカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当行所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。
6. 第18条第8項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しにかかわらず第2項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第23条（見本・カタログなどと現物の相違）

会員が見本、カタログなどにより申込みをした場合

において引渡され、または提供された商品、権利、役務が見本、カタログなどと相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換、または再提供を申出るか、または当該売買契約もしくは提供契約を解除することができるものとします。

第24条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、支払いを停止することができるものとします。

ただし、割賦販売法の規定の適用がないか適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。

 - ① 商品等の引渡し、提供がなされないこと。
 - ② 商品等に破損、汚損、故障、その他瑕疵があること。
 - ③ その他商品等の販売、提供について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
3. 当行は、会員が前項の支払停止を行う旨を当行に申出るときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。
4. 会員は、前項の申出をするときはあらかじめ第2項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
5. 会員は、第3項の申出をしたときは、速やかに第2項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当行に提出するよう努めるものとします。また当行が第2項の事由について調査するときは、会員はその調査に協力するものとします。
6. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - ① 売買契約が会員にとって営業のためにもしくは営業として締結したもの（業務提携誘引販売個人契約、連鎖販売個人契約にかかるものを除く。）であるとき。
 - ② リボルビング払いの場合で、1回のカード利用にかかる現金価格が3万8千円に満たないとき。
 - ③ 分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用にかかる支払総額が4万円に満たないとき。
 - ④ 海外加盟店でカードを利用したとき。
 - ⑤ 会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
7. 会員は、当行がショッピング利用代金の残額から第2項による支払いの停止額に相当する金額を控除して請求したときは、控除後のショッピング利用代金の支払いを継続するものとします。
8. 本条に定める条項は、既払金の返還の請求を認める

ものではありません。

第 25 条 (キャッシングサービスの取引を行う目的・利用方法)

1. 本会員は、当行および国内の金融機関等が設置している所定の VISA 標識のある支払機 (以下「VISA 支払機」という。) および提携 VISA 各社が指定した日本国外の支払機 (以下「提携支払機」という。) を使用して、「キャッシング一括」、「キャッシングリボ」の利用枠の範囲内で生計費とすることを取引を行う目的として当行から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業資金とすることを取引を行う目的とします。
なお、家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。
2. 提携支払機の取扱いは、当該支払機を設置した提携 VISA 各社の定めによるものとします。
3. 本会員は、日本国外で提携 VISA 各社が指定する取扱窓口にてカードを呈示し、提携 VISA 各社所定の伝票に会員自身が署名することにより当行からキャッシングサービスを受けることができます。
4. キャッシングサービスは、「キャッシング一括」、「キャッシングリボ」により構成されます。
5. キャッシングサービスの利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、別表のとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
6. キャッシング一括を利用した場合、元利一括返済とし、当行所定の利率 (付利単位 100 円) で年 365 日 (閏年は年 366 日) の日割計算による金額をキャッシング手数料として元金とともに第 20 条第 1 項に定める支払日に支払うものとします。

第 26 条 (キャッシングリボ)

1. 会員は、キャッシングリボの利用枠の範囲内で、繰り返し利用できます。
2. キャッシングリボの返済方法は毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は会員があらかじめ届出るものとします。ただし、本会員が希望し当行が適当と認められた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
3. 本会員の信用状態が悪化したと認められる場合、当行が定める本人確認手続きが完了しない場合等当行が必要と認めた場合には、当行はいつでもキャッシングリボの利用枠の金額を減額できるものとします。
4. 本会員は、キャッシングリボの立替え払い金に対し、

当行所定の利率（付利単位 100 円）による利息を支払うものとします。毎月の利息額は、毎月の締切日までの日々の利用残高に対し年 365 日（閏年は年 366 日）で日割計算した金額を 1 ヶ月分とし、第 20 条第 1 項に定める支払日に支払うものとします。

5. キャッシングリボの返済は、返済元金と前項の経過利息の合計として当行が指定した金額を第 20 条第 1 項に定める支払日に支払うものとします。
6. 本会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの利用残高の全額または一部を繰り上げて返済することができます。

第 27 条（カードローンサービス）

当行が、別に承認した場合に限り会員は、たんぎんカードローン借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローン My Life 30 借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンステップアップ借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンスピード・オーナーズポケット借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローン STORK 借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンスピード・オーナーズポケットプラス借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローン（WEB 完結型）当座貸越契約規定、たんぎん ATM カードローン取引規定によりカードローンサービスを受けることができます。

第 28 条（普通預金の預入れおよび払戻し）

会員はたんぎん IC キャッシュカード規定およびたんぎん生体認証規定により、利用口座の普通預金の預入れおよび払戻しをすることができます。

《リボルビング払いについて》

- リボルビング払いの実質年率 15.0%

- 毎月の元金支払い額（元金定額方式）

5 千円、1 万円以上 1 万円単位にご指定いただきます。ただし、「たんぎんバンクカード Visa ゴールド」の場合は 1 万円以上 1 万円単位とします。

※リボルビングご利用残高がご指定の元金支払い額に満たないときは、その元金と手数料の合計額をお支払いいただきます。

- リボルビング払いのお支払い例

（元金定額コース 1 万円、実質年率 15.0% の場合）

8 月 16 日から 9 月 15 日までに 50,000 円ご利用の場合

- 初回（10 月 10 日）お支払い（ご利用残高 50,000 円）

- ① お支払い元金 10,000 円
- ② 手数料 0 円
- ③ 弁済金 10,000 円 (①)
- ④ お支払い後残高 50,000 円 - 10,000 円 = 40,000 円

- 第 2 回（11 月 10 日）お支払い（ご利用残高 40,000 円）

- ① 手数料（9 月 16 日から 10 月 15 日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります）
 $50,000 \text{ 円} \times 15.0\% \times 15 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} + 50,000 \text{ 円} \times 15.0\% \times 10 \text{ 日} \div 365 + 40,000 \text{ 円} \times 15.0\% \times 5 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 595 \text{ 円}$

- ② お支払い元金 10,000 円
 ③ 弁済金 10,595 円(① 595 円 + ② 10,000 円)
 ④ お支払い後残高 30,000 円(40,000 円 - 10,000 円)

《分割払いについて》

● 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50
利用代金 100 円 あたりの分割払 手数料の額 (円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

※加盟店により、上記支払回数をご指定いただけない場合があります。

● 分割払いのお支払い例

利用代金 50,000 円、10 回払いの場合

- ① 分割払手数料 50,000 円 × (6.7% / 100 円) = 3,350 円
 ② 支払総額 50,000 円 + 3,350 円 = 53,350 円
 ③ 分割支払額 53,350 円 ÷ 10 回 = 5,335 円

《キャッシングサービスについて》

● キャッシングリボ・キャッシング一括のご利用方法

	本会員		家族会員	
	キャッシングリボ	キャッシング一括	キャッシングリボ	キャッシング一括
当行が指定する預金機等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○
「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行ない、キャッシング一括の借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	-	○	-

● キャッシングリボ・キャッシング一括の返済方法・回数、利率等

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済 〔ボーナス月増額返済あり〕	利用残高および返済方法に応じ、元金と利息を完済するまでの期間、回数。利用枠の範囲内で繰り返し借り入れる場合には、利用残高に応じて、返済期間、返済回数は変動する。 <返済例> 借入額 5 万円、元利定額返済・毎月返済額 1 万円、実質年率 15.0% の場合、7 ヵ月・7 回※。 ※ 6 回目・7 回目の返済額は 1 万円未満	実質年率 15.0%
キャッシング一括	元利一括返済	21～56 日(但し暦による)・1 回	実質年率 15.0%

- ・担保・保証人…不要
- ・元金・利息以外の金銭の支払い…不要
- ・本会員において、利息が利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。

第 3 章 【その他の条項】

第 29 条 (期限の利益の喪失)

1. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、一切の未払債務について期限の利益を喪失し、ただちにその全額を支払うものとします。

- ① リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いによるショッピング利用代金に基づく債務を遅滞し、当行から20日以上相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払わなかったとき。
- ② 虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- ③ 本規定の定める事項の1つにでも違反したとき。
- ④ カードの改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不相当と認めたとき。
- ⑤ 住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由によって、当行に会員の所在が不明となったとき。
- ⑥ 支払を停止したとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ⑦ 破産または民事再生手続開始の申立があったとき。
- ⑧ 本会員または家族会員の預金について仮差押、保全差押、差押の命令、通知が發送されたとき。
- ⑨ 当行の発行する他のカードを所持している場合において、その1枚のカードにつき上記②から⑤までに記載した事項のいずれかに該当したとき。

2. 前項の定めにかかわらず日本国内外のキャッシングサービス、カードローンサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第30条 (会員資格の取消)

1. 当行は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当行において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとします。

- ① カード、ローン等の申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をしたとき。
- ② 本規定のいずれかに違反したとき。
- ③ カード利用代金等当行に対する債務の履行を怠ったとき。
- ④ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカード利用状況が不相当もしくは不審があると当行が判断したとき。
- ⑤ 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があったとき。
- ⑥ 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の(1)から(2)のいずれかに該当した場合

(1) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつ

てするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係をしていると認められる関係を有すること

⑦ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為をした場合

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

(5) その他前記(1)から(4)に準ずる行為

⑧ 会員に対し第10条第5項または第33条第5項の調査等が完了しない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をしたとき。

2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。

3. 会員資格を取消されたときは、会員は当行に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

4. 当行は、会員資格の取消を行った場合、カードの無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当行に返還するものとします。

5. 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。

第31条（損害金等）

1. 本会員は、カードのショッピング利用代金に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位：1円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割り計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにかかる債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位1円）に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日まで、商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

2. 前項の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金（付利単位：1円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボー

ナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位1円）に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとします。

3. 本会員が、キャッシングサービスの支払を遅滞した場合は支払元金（付利単位1円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年20.0%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
4. 当行が会員に対する債権の保全ならびに取立に要した一切の費用は会員の負担とします。

第32条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 会員が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、会員は当行か

らの請求があり次第、当行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、当行になんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、会員がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第33条（カード利用の一時停止等）

1. 当行は、会員が利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、ショッピングサービス、キャッシングサービスの全部またはいずれかの利用を一時的にお断りすることがあります。
2. 当行はカードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があるると当行が判断した場合、会員への事前通知なしに、ショッピングサービスおよびキャッシングサービスの全部またはいずれかの利用を保留またはお断りすることがあります。
3. 当行は、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、ショッピングサービス、キャッシングサービスの全部またはいずれかを一時的に停止し、もしくは加盟店や預金機等を通じてカードの回収をすることができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。
4. 当行は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングサービスの利用を停止することができるものとします。
5. 当行は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、会員に当行が指定する書面の提出および当行が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当行が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。

第34条（退会等）

1. 本会員が任意に退会する場合、当行所定の書面を利用口座のある店舗に提出するものとします。なお、家族会員だけの退会の場合においても、本会員が届出るものとします。
2. 利用口座を任意に解約したとき、また本会員につき相続が開始したときは、本規定による契約は終了します。
3. 会員が第29条第1項の事由のいずれかに該当するときは、当行は会員への通知催告等を要せず、本規定による契約を解除することができるものとし、会員はカード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとします。

4. 会員が次の各号の事由のいずれかに該当するときは、当行は会員への通知催告等により本規定による契約を解除することができるものとし、会員はカード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとします。
 - ① 当行に対する債務の1つにでも期限に履行しなかったとき。
 - ② その他当行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたと認めたとき。
5. 第9条に定めるカードの有効期限到来後、当行から新たなカードが貸与されなかったときは、本規定による契約は終了します。
6. 会員は退会または本規定による契約が終了したときは、本規定に定める当行に対する一切の債務をただちに支払うものとします。
7. 退会後または本規定による契約の終了後に当該カードの利用により生じた損害については、すべて会員の負担とします。
8. 契約終了後の債務は支払方法によらず一括請求とします。

第35条（当行からの相殺）

1. 会員が本規定に定める当行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と会員の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当行は相殺することができるものとします。この場合、当行は事前の通知および所定の手続を省略し会員にかわり諸預け金を払戻し、債務の弁済に充当することができるものとします。
2. 前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、利率・料率は預金規定等によるものとします。ただし、期限未到来の預金等の利息は期限前解約利率によらず約定利率により年365日（閏年は年366日）の日割計算とします。また外国為替相場については、当行の相殺実行日の相場を適用するものとします。

第36条（会員からの相殺）

1. 会員は、相殺計算をする7営業日前までに当行に通知することにより、弁済期にある預金その他の債権とこの取引による債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、当行所定の手続きをとるものとし、また相殺した預金その他の債権の証書、通帳はただちに当行に提出するものとします。
2. 前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、利率・料率は預金規定等によるものとします。また外国為替相場については、当行の相殺実行日の相場を適用するものとします。

第37条（当行からの充当指定）

当行が相殺をする場合、会員の当行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、特に通知せず当行が適

当と認める順序方法により充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第38条（会員からの充当指定）

1. 会員から返済または相殺をする場合、この取引による債務のほかに債務があるときは、会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、当行が債権保全上支障が生じるおそれのあるときには指定できません。
2. 会員から指定がないときは当行が指定することができ、この場合、当行が指定する債務について期限未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第39条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見の開始または任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに成年後見人または任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出るものとします。また、会員の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始されたときも、同様に直ちに届け出るものとします。
2. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときは、前項と同様に届出るものとします。
3. 前2項の届出事項について、変更または取消等が生じたときにも同様に届出るものとします。
4. 前3項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

第40条（業務の委託）

当行は、カードに関する業務およびその他会員サービスに関する業務の一部またはすべてを個人情報保護の保護措置を講じたうえで、三井住友カード株式会社、株式会社バンクカードサービスおよびその他の企業に委託できるものとします。

第41条（費用負担）

会員は、振込にて債務を支払う場合の金融機関の振込手数料、本規定に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課および公正証書作成費用等債権の保全または実行のために要した費用を負担するものとします。

第42条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等による必要が生じた場合は、当行の請求に応じ、必要書類を提出するものとし、また国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じるものとします。

第43条（準拠法）

会員と当行との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第44条（合意管轄）

本規定による取引に関して会員と当行との間に訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または利用口座のある店舗の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第45条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第46条（規定の適用）

本規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座の場合は総合口座取引規定）、たんぎんカードローン借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンMyLife30借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンステップアップ借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンスピード・オーナーズポケット借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンSTORK借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンスピード・オーナーズポケットプラス借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローン（WEB完結型）当座貸越契約規定、たんぎんATMカードローン取引規定、たんぎんICキャッシュカード規定、たんぎん生体認証規定およびたんぎんデビットカード取引規定により取扱います。

【お問合せ・相談窓口】

1. 商品・サービス等についてのお問合せは、カードをご利用された加盟店までお願いします。
2. 本規定についてのお問合せ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、当行におたずねください。

但馬銀行 個人ローン部

TEL 0796 - 24 - 2177

〒668 - 8650 兵庫県豊岡市千代田町1番5号

3. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。

VJ紛失・盗難受付デスク

フリーダイヤル 0120 - 919 - 456

※上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。

東京 03 - 6627 - 4057 大阪 06 - 6445 - 3530

以上

（2022年2月改正）

海外預金引出しサービス利用特約

第1条（海外預金引出しサービスの内容）

海外預金引出しサービス（以下「海外キャッシュサービス」といいます。）は、たんぎんバンクカードVisa（以下「カード」といいます。）の本会員が、日本国外で現地通貨により利用口座から預金の払戻しを受けることができるサービスです。

第2条（海外キャッシュサービスの適用）

海外キャッシュサービスは、たんぎんバンクカードVisa 会員規定第2条第1項に定める種類のカードを貸与された会員に適用します。

第3条（海外キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法）

1. 本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当行から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。なお、家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。
2. 海外キャッシュサービスは、日本国外に設置されたVISA International Service Association（以下「VISA International」といいます。）または「PLUS」に加盟する金融機関またはクレジット会社が設置し、指定している現金自動支払機（現金自動入払機を含みます。以下「海外支払機」といいます。）により受けることができます。なお、海外支払機の利用方法等は、それぞれの支払機設置先の定めによります。

第4条（利用枠）

1. 海外キャッシュサービスの利用枠は、ショッピング利用枠の範囲内で当行が定める金額とします。なお、海外キャッシュサービス利用による未決済額および日本国外におけるキャッシングサービス利用による未決済額があるときは、利用枠からこれら未決済額を除いた額とします。
2. 海外キャッシュサービス1回あたりの利用可能額は、VISA InternationalまたはVISA Internationalに加盟・提携する金融機関、クレジット会社の定める額とします。

第5条（手数料）

1. 海外キャッシュサービスの利用にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。また、支払機利用手数料については、当該支払機を設置している金融機関、クレジット会社の定めによります。
2. 前項の手数料は、第6条第1項による引落としと同時に引落します。

第6条（本サービスの支払方法等）

1. 海外キャッシュサービスによる日本国外での払戻しにかかる利用口座からの引落しは、VISA International の処理日の3営業日後を支払日とし、通帳および払戻請求書なしで利用口座から自動引落しの方法により支払うものとします。
2. 前項の支払いについては、引出し現地通貨額をVISA International またはVISA International に加盟・提携する金融機関またはクレジット会社が定める時期ならびに為替相場に基づき円貨に換算した金額を引落すものとします。
3. 日本国外における支払機によるキャッシングサービスの請求が当行にあったときは、当行は海外キャッシュサービスの利用があったものとして前2項に基づき処理するものとします。
4. 海外キャッシュサービス利用による請求と弁済期の到来しているたんぎんバンクカード Visa 会員規定に定める他のサービス利用による債務の合計額が利用口座の残高不足等により引落しできないときは、そのいずれに充当するかは当行の任意とします。ただし、海外キャッシュサービス利用による請求と弁済期の到来している他のサービス利用による債務のいずれについても充当できないときは、その請求および債務の一部の自動引落しはいたしません。

第7条（引落し不能時の取扱い）

第5条第1項および第6条第2項の合計額が利用口座の残高不足等により引落しできないときは、海外キャッシュサービス利用による請求の自動引落しの取扱いはなかったものとし、かわりにその全額について、日本国外におけるキャッシングサービスを行ったものとして取扱いします。なお、この場合の手数料は、第5条にかかわらずたんぎんバンクカード Visa 会員規定第25条第6項に定める手数料をいただきます。

第8条（サービスの停止）

たんぎんバンクカード Visa 会員規定第33条によるサービスの停止がなされたときは、海外キャッシュサービスを利用することはできません。

第9条（解約等）

海外キャッシュサービスの解約等については、たんぎんバンクカード Visa 会員規定第34条によるものとします。なお、利用口座を解約したとき、またはカードを退会したときは、本特約による契約は終了します。

第10条（規定の適用）

本特約に定めのない事項については、たんぎんバンクカード Visa 会員規定によるほか、普通預金規定（総合口座規定）、たんぎんカードローン借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローン My Life 30 借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンスピード・オーナーズポケット借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローン STORK 借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎんカードローンスピード・オーナーズポケットプラス借入申込書兼当座貸越契約書、たんぎん

カードローン（WEB完結型）当座貸越契約規定、たんぎんICキャッシュカード規定、たんぎん生体認証規定およびデビットカード取引規定により取扱います。

以上

マイ・ペイすりボ特約

第1条（総則）

株式会社但馬銀行（以下「当行」という）に対し、本特約およびたんぎんバンクカード Visa 会員規定（以下「会員規定」という）を承認のうえ、所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方をマイ・ペイすりボ会員とします。

第2条（カード利用代金の支払区分）

1. 本カードの支払区分は、会員規定第19条にかかわらず、当該カードショッピング代金が、本会員が本条第2項で指定する支払いコースの弁済金（元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額）の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金（毎月支払額）を超えた場合はリボルビング払いとします。なお、マイ・ペイすりボ会員がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当行が指定する加盟店では、全て支払区分が1回払いとなる場合があります。
2. 本カードの弁済金（毎月支払額）は、会員規定第20条にかかわらず、下記のいずれかとします。なお、マイ・ペイすりボ会員が希望し当行が適当と認めた場合には、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。
 - 元金定額コースを指定した場合は、支払いコースを指定したときに指定した金額（5千円または1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額とします）または当行が適当と認めた金額に本条第4項に定める手数料を加算した額
3. 前項に定める弁済金（毎月支払額）は、当行が定める日までに当行所定の方法で本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額もしくは減額できるものとします。
4. 手数料額は、下記の方法で算出するものとします。
 - (1) 支払期日の前々月締切日翌日から前月締切日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率により年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヶ月分として支払期日に後払いするものとします。
 - (2) 新規にご利用した代金については、利用日から起算して最初に到来する締切日に対する支払期日まで

の期間は手数料計算の対象としません。

第3条（カード利用代金等の決済方法）

当行が適当と認めるマイ・ペイすりボ会員は、当行が定める日までに当行所定の方法で申出を行い当行が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額もしくは減額して支払いすることができるものとします。

第4条（支払方法の中止）

本特約に定める支払方法を取り止める場合は、当行の定める所定の方法で申出を行うものとします。

第5条（マイ・ペイすりボの設定）

マイ・ペイすりボの設定は、リボルビング払い利用枠の設定がある場合に有効とします。法令の定め、与信判断等により当行が必要と認めリボルビング払い利用枠の設定を取消した場合、または、会員の申出によりリボルビング払い利用枠を取消した場合は、マイ・ペイすりボの設定は取消すものとします。

第6条（会員規定の適用）

本特約に定めのない事項については会員規定を適用するものとします。

＜お支払い例（元金定額コース1万円の場合）＞

8月16日から9月15日までに50,000円ご利用の場合

■初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円）

- ① お支払い元金 10,000円
- ② 手数料 0円
- ③ 弁済金 10,000円
- ④ お支払い後残高 50,000円 - 10,000円 = 40,000円

■第2回（11月10日）お支払い

- ① 手数料（10月11日から10月15日までの分）
 $40,000円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日 = 82円$
- ② お支払い元金 10,000円
- ③ 弁済金 10,082円（①82円 + ②10,000円）
- ④ お支払い後残高 30,000円（40,000円 - 10,000円）

以上

（2017年2月改定）

たんぎんバンクカード Visa 保証委託約款

第1条（委託の範囲および契約の成立）

1. たんぎんバンクカード Visa（以下「カード」といいます。）の会員または入会申込者（以下総称して「会員等」といいます。）が、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に委託する債務保証の範囲は、株式会社但馬銀行（以下「当行」とい

います。)の定める「たんぎんバンクカード Visa 会員規定(以下「会員規定」といいます。)」に基づき、会員が当行に対し負担するカード利用による一切の債務、損害金その他一切の債務の全額とします。ただし、保証会社が実際に保証する範囲、条件および方法は保証会社と当行との間に締結されている保証契約によるものとし、会員等は、保証契約で保証の範囲が限定されても異議ないものとしします。

2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認めた後、会員等がカードを受領した時点で成立するものとしします。
3. 会員等が保証会社の保証を得て、カードを利用するについては、本約款のほかカード会員規定の各条項を遵守し、期日には遅滞なく債務を弁済するものとしします。

第2条(調査及び報告)

会員等は、保証会社から会員等の資産、収入、信用状況等について調査、説明を求められたときは、直ちにこれに応じ書類作成、諸手続実行等協力するものとしします。会員は、その資力、信用等に著しい変動が生じたとき、または生じるおそれがあるときは遅滞なく保証会社に通知しその指示に従うものとしします。

第3条(保証債務の履行)

会員は、会員が会員規定及びその特約事項等に従い支払いをしないとして、保証会社が当行から保証債務の履行を求められたときは、会員に対して事前の通知、催告なく、保証会社と当行との保証契約に基づいて保証債務を履行されることに同意するものとしします。

第4条(求償権の範囲)

会員は、保証会社の会員に対する下記各号に定める求償権およびその関連費用について弁済の責任を負い、遅滞なく保証会社に支払うものとしします。

- (1) 前条による保証会社の代位弁済額。
- (2) 保証会社が保証債務の履行のために要した費用の総額。
- (3) 保証会社が弁済した日の翌日から年14.6%の割合(年365日(閏年は366日)の日割計算)による遅延損害金。
- (4) 保証会社が前記各号の金額を請求するために要した費用の総額。

第5条(弁済の充当順序)

会員の弁済した金額が、保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとしします。

第6条(求償権の事前行使)

1. 会員が次の各号の1つにでも該当し、求償権の保全に支障が生じまたは生じるおそれがある時は、保証会社が第3条の保証債務履行前に第4条に定める求償権の全額を会員に行使することに同意するものとしします。
 - (1) 保証会社および当行に対する債務の1つでも期限に弁済せずまたは取引規定の1つにでも違反したとき。
 - (2) 仮差押、仮処分もしくは差押の通知または破産、競売、民事再生手続開始の申立をしたときまたは受

けたとき。

(3) 手形交換所から不渡処分を受けたとき。

(4) 租税、公課を滞納して督促を受けたときまたは保全差押を受けたとき。

(5) 支払いを停止したとき。

(6) 会員規定に基づき退会もしくは会員資格の取消を受けたとき。

(7) その他保証会社が債権保全のため必要と認めたとき。

2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、会員は原債務に担保があると否とを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や担保提供の請求並びに求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保の提供は執らないものとします。また保証会社が債権保全のため必要と認めた時は、直ちに保証会社の承認する担保を差入れるものとします。

第7条（公正証書の作成）

会員は、保証会社から請求があるときはこの契約による債務の履行につき直ちに強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手續を執るものとします。

第8条（費用負担）

保証会社が第3条の保証債務の履行によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は会員が負担するものとします。

第9条（合意管轄）

会員は、この約款に関しての訴訟、調停および和解については保証会社の本社・営業所所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第10条（保証契約の改定）

保証会社と当行との間の保証契約が改定されたときは、改定後の契約が適用されるものとします。

第11条（保証の打ち切り）

1. 会員は、保証会社が会員の信用状況が悪化したと判断した場合、保証会社と当行との保証契約が終了した場合、その他保証会社が適当と判断した場合、この約款にかかわらず保証会社が何ら通知なく新たな保証をしない場合があることに同意するものとします。会員は、保証会社が事後に保証の打ち切りを会員に通知をする場合であっても、打ち切りの理由を開示しないことに異議ないものとします。

2. 会員が、保証会社の保証の打ち切りにより、期限の利益の喪失や会員資格の喪失等の不利益を被ったとしても、保証会社は会員に対し一切責任を負わないことに同意するものとします。

第12条（届出事項）

1. 会員は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等届出事項に変更があったときは、ただちに当行に書面によって届出をし、当行は変更内容を保証会社に通知するものとします。

2. 前項で届出があった住所宛に保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したもの

とします。

以上

個人情報の取扱いに関する重要事項

第1章【株式会社但馬銀行に対する同意内容】

本重要事項は、たんぎんバンクカード Visa 会員規定（以下「本規定」といいます。）の一部を構成します。

第1条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）

会員、入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は、当行が会員等の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）に関し、保護措置を行ったうえで次の取扱い（銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種・信条・門地・本籍地・保健医療・または犯罪履歴についての情報、その他の特別の非公開情報（業務上知り得た公表されていない情報）は、適切な業務運営の確保の他必要と認められる場合に限る。）をすることに同意します。

1. 当行が本規定および入会申込書等を含む当行との取引の与信業務（途上与信を含む。）および債権管理業務（以下「与信関連業務」といいます。）、ならびに次の利用目的の達成に必要な範囲で、次項記載の個人情報を収集、保有、利用すること。
 - ① クレジットカード発行やカード付帯サービス等の申込の受付
 - ② 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づくご本人さまの確認等
 - ③ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認
 - ④ 入会審査等や継続的なご利用等に際しての判断
 - ⑤ 利用代金決済等における期日管理等、クレジットカード発行後の管理
 - ⑥ カード付帯サービス等を含むカード機能の履行
 - ⑦ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理
 - ⑧ 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断
 - ⑨ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断
 - ⑩ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑪ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑫ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
 - ⑬ 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発
 - ⑭ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービ

スに関する各種ご提案

- ⑮ 提携会社等の金融商品やサービスの各種ご提案
- ⑯ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理
- ⑰ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

なお、上記のカード付帯サービスの内容については、当行所定の方法（ホームページへの掲載、最寄りの支店窓口でのポスター掲示等）によってお知らせします。

2. 当行が前項記載の利用目的のため、次の個人情報を収集、保有、利用すること

- ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報および当行届出電話番号の過去5年間の有効性（通話可能か否か）に関する情報
- ② 入会申込時に届け出た事項
- ③ 本契約に関する申込日、契約日、利用枠、契約終了の有無等の契約内容
- ④ クレジットカード番号
- ⑤ カード利用状況
- ⑥ カード利用場所
- ⑦ 決済情報（延滞情報等を含む。）
- ⑧ 「犯罪収益移転防止法」で定める書類等の記載事項

第2条（個人信用情報機関への照会、登録および利用）

会員等は、当行が会員等の第1条第2項①③⑤⑦の個人情報について保護措置を行ったうえで次の取扱いをすることに同意します。

- 1. 当行が与信関連業務をするにあたり、当行が加盟する後記第4項記載の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合には、これを利用すること。
- 2. 当行は、本規定により発生した客観的な取引事実に基づく個人信用情報を当行が加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録すること、また登録した情報を当該個人信用情報機関の加盟会員ならびに当該個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が、自己の取引上の判断のために利用すること。

登録情報	登録期間		
	K S C	C I C	J I C C
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間		
②本規定等に係る申込みをした事実	当社が利用した日より1年を超えない期間	照会日から6ヶ月以内	照会日から6ヶ月以内

③本規定等に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内
⑤債権譲渡の事実に係る情報	—	—	当該事実の発生日から1年以内
⑥不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—	—
⑦登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	—	—
⑧本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	—	—

- (注1) 上記①の住所の全国銀行個人信用情報センターへの登録情報には、本人への郵便不着の有無等を含みます。
- (注2) 上記①の本人情報は、申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。
- (注3) 上記③の本規定等に係る客観的な取引事実には、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。
3. 前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されること。
4. 当行が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は次のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関が開設しているホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行では行いません）。

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	03-3214-5020	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
株式会社シー・アイ・シー (割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト	0120-810-414	http://www.cic.co.jp

株式会社日本信用情報機構	〒 101-0042 東京都千代田区神田東 松下町 41-1	0570-055-955	http://www.jicc.co.jp
--------------	--------------------------------------	--------------	-----------------------

- ※全国銀行個人信用情報センターは、主に銀行、信用金庫などの金融機関や、銀行系カード会社を加盟会員とする個人信用情報機関です。
- ※株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。
- ※株式会社日本信用情報機構は、主に貸金業専門家、信販会社、保証会社、クレジットカード会社、リース会社等を会員とする個人信用情報機関です。
- ※全国銀行個人信用情報センター、株式会社シー・アイ・シーおよび株式会社日本信用情報機構は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

第3条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当行および第1条で記載する当行と個人情報の預託または提供に関する契約を締結した提携会社ならびに第2条で記載する個人信用情報機関等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより会員自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
 - (1) 当行に開示を求める場合には、第7条記載のお問合せ・相談窓口または最寄りの支店にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。
また、開示請求手続きにつきましては、当行所定の方法（ホームページへの掲載、最寄りの支店窓口でのポスター掲示等）によってもお知らせしております。
 - (2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の個人信用情報機関に連絡してください。
2. 開示を行った結果、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合の訂正・削除の申し立てについては、個人信用情報機関および銀行が定める手続きおよび方法によって行います。

第4条（個人情報の預託）

会員等は、当行が当行の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ業務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当行が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第5条（利用の中止の申出）

会員は、第1条の同意の範囲内で当行が当該情報を利用している場合であっても、当行に対しその中止を申出することができます。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第7条記載の窓口にご連絡ください。

第6条（個人情報の取扱いに対する不同意）

1. 当行は、会員等が入会申込書本契約に必要な事項の

記入を希望しない場合、または第1条および第2条の内容の全部または一部に同意しない場合は、入会を断ること、退会の手続きをとることができるものとします。

2. 第1条第1項⑬⑭⑮に同意いただけない場合でも、これを理由に当行が本契約の締結を断ることはありません。ただし、当行の商品、サービス等の提供が受けられない場合があることを会員等は承認するものとします。

第7条（個人情報取扱いに関するお問合せ・相談窓口）

個人情報の開示、訂正、削除等に関するお問合せや利用・提供中止、およびダイレクトメール等による宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申出、その他のご意見の申出に関しては、当行の個人ローン部までお願いします。

第8条（同意条項の変更等）

1. 第1条および第2条について変更が生じた場合には、当行所定の方法（ホームページへの掲載、最寄りの支店窓口でのポスター掲示等）により遅滞なく会員に変更事項を通知または公表します。

2. 当行は、次のいずれかに該当した場合、会員が前項の変更事項に同意したものとみなします。

- (1) 会員が、前項の通知または公表後にカードを利用したとき。

- (2) 会員が、前項の通知または公表後から1か月以内に変更事項に同意しない旨の申出を行わないとき。

第9条（本契約が不成立の場合の入会申込の事実利用）

本契約が不成立となった場合、または当行が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は承認をしない理由のいかんを問わず、第1条および第2条に基づき個人情報を一定期間保有、利用されますが、入会審査等の判断以外に利用されることはありません。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（会員の名義人）は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止され、または通知によりこのカード取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でもいっさい私の責任といたします。

- ① 貴行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の1. から2. のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

2. 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ② 自らまたは第三者を利用して次の1.から5.までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 1. 暴力的な要求行為 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為 5. その他前記1.から4.に準ずる行為

第2章【三井住友カード株式会社に対する同意内容】

本同意条項は、たんぎんバンクカード Visa 保証委託約款（以下「保証約款」といいます。）の一部を構成します。

第1条（保証会社における個人情報の収集・保有・利用等）

1. 会員等は、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）が、保証約款に基づく、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、下記①と②の個人情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます。）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

- ① 保証依頼時に会員等がたんぎんバンクカード Visa 保証依頼書（兼保証委託契約書）に記入し、もしくは会員等が提出する書類に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先等の情報（以下総称して「氏名等」といいます。）、保証約款に基づき届出られた情報および電話等での問合せ等により保証会社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」といいます。）

- ② 官報や電話帳等の公開情報

第2条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. カードの本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」といいます。）は、保証会社が保証約款に係る取引上の判断にあたり、保証会社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」といいます。）および加盟信用情報機関と提携する下記

の個人情報情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）を、本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意するものとします。

2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴含む）が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意するものとします。
3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意するものとします。

＜加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号＞

名 称	所 在 地	電話番号	ホームページアドレス
株式会社シー・アイ・シー (割賦販売法に基づく 指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファース トウエスト	0120-810-414	http://www.cic.co.jp
株式会社日本信用情報 機構	〒101-0042 東京都千代田区神田 東松下町 41-1	0570-055-955	http://www.jicc.co.jp

※株式会社但馬銀行（以下「当行」といいます。）もしくは保証会社が契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

＜提携信用情報機関の名称・電話番号＞

名 称	所 在 地	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報 センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1	03-3214-5020	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

※上記各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関にて行います（当行および保証会社では行いません）。

＜登録される情報とその期間＞

登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本約款に係る申込みをした事実	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
③本約款に係る客観的な取引事実※2	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 上記「本約款に係わる客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む。）となります。

第3条（個人情報の第三者からの提供）

1. 当行から保証会社に提供される個人情報

(1) 会員等は、会員等に関する下記①から⑦の個人情報を、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、当行が保護措置を講じた上で保証会社に提供することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

① 会員等のカードの利用に関する申込日、契約日、利用店名、商品名、契約額、支払回数等の利用状況および契約内容に関する情報（以下、「契約情報」といいます。）

② 会員のカード利用残高、支払い状況等、会員規定に基づき発生した客観的取引事実に基づく信用情報

③ 会員等からの電話等で問合せ等により当行が知り得た情報

④ 会員等の当行における預金・投資信託・ローン等の内訳およびその残高情報・返済状況等の取引情報

- ⑤ 会員等の当行における本人確認情報および与信評価情報
- ⑥ 会員等の当行における延滞情報を含む返済に関する情報、交渉経緯等の取引および交渉履歴情報
- ⑦ その他当行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

(2) 会員等は、第3条1項(1)にある代位弁済前の個人情報、代位弁済後においても同様、当行が保証会社に提供することに同意するものとします。

第4条（個人情報の第三者への提供）

1. 保証会社から当行に提供される個人情報

会員等は、会員等に関する下記①から③の個人情報を、当行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、カード入会申込および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より当行に提供されることに同意するものとします。

- ① 保証会社での保証審査の結果に関する情報
- ② 保証会社における保証債権の管理に関する与信評価情報
- ③ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報

2. 保証会社から債権回収委託、譲渡、証券化等に伴い第三者に提供される個人情報

保証履行に伴う求償債権は、債権回収の委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等の形式で、他の事業者に内容の開示または移転がなされることがあります。会員等は、その際会員等の個人情報が当該債権の回収委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等のために必要な範囲で、金融機関、債権管理回収会社、その他金融業務・債権回収業務を営むもの、または特定目的会社等に提供され、債権管理や回収等の目的のために利用されることに同意するものとします。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、保証会社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
 - (1) 保証会社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口連絡するものとします。保証会社は開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細を回答するものとします。また、開示請求手続は、保証会社所定の方法（インターネットの保証会社ホームページへの常時掲載）でもお知らせします。
 - (2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡するものとします。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情

報の訂正または削除の請求ができます。

第6条（会員契約が不成立の場合）

保証契約が不成立の場合であっても、会員等が保証を依頼した事実は、第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはないものとします。

第7条（保証約款等に不同意の場合）

保証会社は、会員等が保証委託に必要な記載事項の記載を希望しない場合および保証約款の内容の全部又は一部を承認できない場合、保証をお断りする場合があります。

第8条（本同意条項の変更）

本同意事項は保証会社所定の手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第9条（個人情報に関する問合せ先）

第5条に定める個人情報の開示・訂正・削除等については、下記の窓口にて受付られます。

<保証会社の問合せ窓口>

三井住友カード株式会社

〒541-8537 大阪府中央区今橋4-5-15

電話番号：06-6223-2966

ホームページアドレス：<http://www.smbc-card.com>

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（会員の名義人）は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この保証取引が停止され、または通知によりこの保証取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも一切私の責任といたします。

① 貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の(1)から(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係をしていると認められる関係を有すること

② 自らまたは第三者を利用して次の(1)から(5)までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、

偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、
または貴社の業務を妨害する行為 (5) その他前
記(1)から(4)に準ずる行為

以上

たんぎんデビットカード取引規定（個人のお客さま用）

1.（この規定の取引にかかる契約の成立）

当行は、お客さまからこの規定の取引にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引にかかる契約が成立するものとします。

2.（適用範囲）

次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について発行した「たんぎんキャッシュカード」（代理人カードを含みます。）または「たんぎんバンクカード Visa」（家族会員カード、使用者カードを含みます。）その他当行所定の預金カード（以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の払戻し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による払戻しを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。

① 日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である—または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）

② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店を締結した法人または個人

③ 規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人

3.（利用方法等）

(1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、自ら端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意して入力してください。

- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
 - (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超える場合、または最低金額に満たない場合
 - ③ 購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務に該当する場合
 - (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ① 1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲または当行所定の方法により届出を受けた範囲を超える場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
 - (5) カードによるデビットカード取引をご希望されない場合には、当行所定の方法によりデビットカード取引停止の手続きを行ってください。この手続きを行ったときは、当行は当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (6) 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。
4. (デビットカード取引契約等)
- 前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の払戻しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金払戻しの指図および当該指図にもとづいて払戻された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金払戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
5. (預金の復元等)
- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の払戻しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して払戻された預金相当

額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して払戻された預金の復元を請求することもできないものとし、

- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、払戻された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は払戻された預金の復元をします。加盟店経由で払戻された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消の電文を送信することができないときは、払戻された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において払戻された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとし、

6. (規定の適用)

この規定に定めない事項については、「たんぎんカード規定（個人のお客さま用）」および「たんぎんバンクカード Visa 会員規定」により取扱います。なお、「たんぎんカード規定（個人のお客さま用）」の適用については、同規定第10条第1項中「支払機」とあるのは「端末機」とし、第15条中「預金機・支払機および振込機」とあるのは「端末機」とします。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし、
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、

以上

たんぎん IC キャッシュカード規定（個人のお客さま用）

1. (この規定の取引にかかる契約の成立)

当行は、お客さまからこの規定の取引にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引にかかる契約が成立するものとし、

2. (カードの利用)

たんぎん IC キャッシュカードは、株式会社但馬銀行（以下「当行」といいます。）が普通預金（総合口座取

引の普通預金を含みます。以下同じです。) および貯蓄預金について発行する、生体認証機能を備えたＩＣチップを搭載したキャッシュカード(以下「ＩＣカード」といいます。)で、次の場合にご利用いただけます。

ただし、指静脈情報が未登録のＩＣカードにつきましては、「たんぎん生体認証規定」に定める生体認証サービスはご利用いただけません。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預金業務提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動入出金機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れる場合
 - (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払業務提携先」といい、「預入業務提携先」と「支払業務提携先」を合せて「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動入出金機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金を払戻す場合(当座貸越の利用による払戻しを含みます。以下同じです。)
 - (3) 当行および当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等の自動振込機(振込を行うことができる現金自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
 - (4) その他当行が定めた取引を行う場合
3. (預金機による預金の預入れ)
- (1) 預金機を使用して預金を預入れるときは、預金機の操作手順に従って預金機にＩＣカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
 - (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行または提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。
4. (支払機による預金の払戻し)
- (1) 支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機の操作手順に従って支払機にＩＣカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
 - (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。また、1日あたりの払戻しは、当行所定の金額、または当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲とします。
 - (3) 当行および提携先の支払機により払戻す場合に、払戻金額と第7条の自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(当座貸越を利用でき

る範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、その払戻しはできません。

5. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の操作手順に従って振込機にICカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6. (有効期限)

有効期限は定めないものとします。

7. (自動機利用手数料等)

(1) 当行および提携先の預金機、支払機または振込機を使用して預金の預入れまたは払戻しをする場合には、当行および提携先の所定の預金機・支払機・振込機利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。

(2) 前記(1)の自動機利用手数料は、預金の預入れ時、払戻し時に通帳および払戻請求書の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

(3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書の提出なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

8. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

(1) 代理人(配偶者および預金者と生計をともにする親族のうちいずれか1名に限りまゝ。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、預金者から代理人の氏名・暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのICカードを発行します。

(2) 代理人ICカードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。

(3) 代理人ICカードの利用についてもこの規定を適用します。ただし、当座貸越にかかる払戻しはできません。

9. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

(1) 停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内(午前9時より午後3時まで。以下同じです。)に限り、当行本支店の窓口で通帳により預入れることができます。

(2) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でICカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(3) 前項による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、金額、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、ICカードとともに提出してください。なお、ご本人のご確認のため、必要に応じて運転免許証等身元確認書類の提示を求めることがあります。

- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前記2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
10. (ICカードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)
ICカードにより預入れた金額、払戻した金額および自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機、支払機および振込機で使用されたとき、または当行本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でICカードにより取扱った場合にも同様とします。
11. (ICカード・暗証番号の管理等)
- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたICカードが、当行が本人に交付したICカードであることおよび入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致していることを確認したうえ、また指静脈情報が登録されている場合は当行所定の機器によって同一性を認定したうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にICカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) ICカードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。ICカードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにICカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。なお、暗証番号の変更は、本人からの書面による届出または当行の支払機を利用して随時行うことができます。
- (3) ICカードが盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。
12. (偽造カード等による払戻等)
偽造または変造ICカードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、ICカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。
13. (盗難カードによる払戻し等)
- (1) ICカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
ア. ICカードの盗難に気づいてから、すみやかに

当行への通知が行われていること

イ. 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

ウ. 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行の通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

ア. 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

(イ) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

(ウ) 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

イ. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してICカードが盗難にあった場合

14. (ICカードの紛失、届出事項の変更等)

ICカードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号、カードによる1日あたりの利用限度額その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

15. (ICカードの再発行等)

- (1) ICカードの盗難、紛失等の場合のICカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (2) ICカードを再発行する場合は、当行所定の再発行手数料をいただきます。
16. (預金機・支払機・振込機への操作等)
当行の預金機・支払機および振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。
17. (解約、ICカードの利用停止等)
- (1) 預金口座を解約する場合またはICカードの利用を取りやめる場合には、ICカードの磁気ストライプ部分およびICチップの中央部分を切断のうえ破棄してください。なお、当行「普通預金規定」または「貯蓄預金規定」により、預金口座が解約された場合にも同様に廃棄してください。
- (2) ICカードの改ざん、不正使用など当行がICカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断わりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい、直ちにICカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、ICカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
- ア. 第18条に定める規定に違反した場合
イ. 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定期間が経過した場合
ウ. ICカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
18. (譲渡・質入れ等の禁止)
ICカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。
19. (規定の適用)
この規定に定めのない事項については、当行「普通預金規定」、「総合口座取引規定」、「貯蓄預金規定」、「振込規定」、「デビットカード取引規定」および「たんぎんカードローンMyLife30当座貸越契約書」により取扱います。
また、ICチップに指静脈情報が登録されている場合は、「たんぎん生体認証規定」により取扱います。
20. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

たんぎん生体認証規定（個人・法人のお客さま用）

1. （この規定の取引にかかる契約の成立）

当行は、お客さまからこの規定の取引にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引にかかる契約が成立するものとします。
2. （生体認証とは）
 - (1) 生体認証とは、株式会社但馬銀行（以下「当行」といいます。）との間の銀行取引について預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、たんぎんICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）上のICチップ（以下「IC」といいます。）に当行所定の手続き、機器および操作により当行の認めた利用者（以下「利用者」といいます。）の指静脈パターンを登録（登録した指静脈パターンを「指静脈情報」といい、登録されたICカードを「生体認証ICカード」といいます。）し、これを当行所定の機器により当該利用者の指静脈パターンと照合することにより認証を行うことをいいます。なお、指静脈情報は、IC内のみに保管し当行は情報を保有しません。
 - (2) 生体認証は、当行との間の銀行取引について当行が預金者本人であることの確認（以下「本人確認」といいます。）手段の一つとして使用するものです。当行が必要と認める場合には、お取引の種類や状況に応じて生体認証ICカードの暗証番号の入力その他本人であることを確認する手段と併せて使用することがあります。
 - (3) 生体認証を使用する当行との間の銀行取引については、原則として本規定の第6条に定めるところによります。
3. （生体認証契約の締結・指静脈情報の登録）
 - (1) 生体認証契約の締結にあたっては、あらかじめICカードの申し込みが必要となります。
 - (2) 生体認証契約は利用者がICカードを持って、当行所定の窓口にて当行所定の書面による届出を行い、当行が届出内容を確認して、当行所定の機器によりICカード上のICに指静脈情報を登録した時から効力が発生します。
 - (3) 指静脈情報の登録は、前項の当行所定の書面による届出時に行うものとします。
 - (4) 生体認証契約の締結および指静脈情報の登録にあたっては、当行所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当行は生体認証契約をお断りすることがあります。
4. （取扱店の範囲）
 - (1) 指静脈情報の登録（再登録を含みます）、削除は

当行本支店の当行所定の窓口にてお取扱いします。

- (2) 生体認証は、「たんぎん I C キャッシュカード規定」に定める当行所定の I C カード対応 ATM (以下「I C 対応 ATM」といいます。) にてお取扱いします。

5. (生体認証の対象預金)

- (1) 生体認証の対象とすることができる預金口座の種類は、I C カードの発行口座となる普通預金口座 (総合口座取引の普通預金口座を含みます。) および貯蓄預金口座 (以下「基本口座」といいます。) といたします。
- (2) 前項の基本口座を生体認証の対象口座として登録することを希望される場合は、当行所定の窓口にご来行いただき、当行所定の書面により届け出てください。また、削除の場合も同様とします。なお、生体認証の対象口座として登録した口座を生体認証対象口座といたします。

6. (生体認証の利用範囲)

- (1) 生体認証対象口座の預金に関し、当行所定の I C 対応 ATM で各種照会、払戻し (預金の払戻しによる振込・振替取引も含みます。)、暗証番号の変更その他暗証番号を利用する取引を行う場合は、生体認証による本人確認を行います。
- (2) その他、当行が必要と認めた場合には、生体認証による本人確認を行います。

7. (預金の払戻し・振込・振替・解約等および指静脈情報の照合)

- (1) 生体認証対象口座の預金に関し、当行所定の I C 対応 ATM で各種照会、払戻し (預金の払戻しによる振込・振替取引も含みます。)、暗証番号の変更その他暗証番号を利用する取引を行うときは、当行所定の I C 対応 ATM の画面表示等の操作手順に従って、I C 対応 ATM に生体認証 I C カードを挿入し、ご利用ください。
- (2) 第 1 項の取引について、当行は指静脈情報について当行所定の機器によって同一性が認定され、かつ入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に、払戻し等を行います。ただし、I C 対応 ATM で生体認証対象口座の解約はできません。

8. (カードの有効期限更新・事故・使用不能時等の手続き)

- (1) 生体認証 I C カードの更新、事故、カード種類の変更、または生体認証 I C カードの使用不能などにより、新しい I C カードに切り替えた場合は、すみやかに新しい I C カードに指静脈情報の登録手続きを行ってください。
- (2) 指静脈情報が登録されるまでの間は、当行所定の I C 対応 ATM における第 7 条第 1 項の取引について生体認証は行わず、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取引を行います。

9. (認証装置の障害時の取扱)

生体認証を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、その他相当の事由がある場合は、当行所定の I C 対応 ATM での各種照会、払戻し (預金の払戻しによる振込・振替取引も含みます。)、暗証番号の変更その他暗証番

号を利用する取引を一時的に中止する場合があります。また、当行に故意、重大な過失がない場合は、当行は免責されるものとします。

10. (代理人)

- (1) 預金者本人は生体認証 I C カードによる生体認証対象口座の預金の預入れ、払戻し、振込、振替等につき代理人（個人のお客さまは同居の親族 1 名、法人のお客さまは代表者が届け出た代理人 1 名に限ります。）を届け出ることができます。
- (2) 前項の場合、代理人は I C カードに代理人本人の指静脈情報を登録する必要があります。代理人が指静脈情報を登録した場合には、代理人についても本規定を適用します。
- (3) 当行所定の手続きにより代理人の指静脈を登録した場合、当行は生体認証 I C カードに登録された代理人の指静脈情報との照合を行います。
- (4) 代理人の行為により預金者本人に損害が生じた場合は、その損害は預金者本人が負担するものとし、当行は責任を負いません。
- (5) 生体認証による代理人の取引を解約する場合には、預金者本人から当行所定の届出をしてください。

11. (生体認証契約の解約)

生体認証契約は以下の場合、解約となります。

- (1) 本人から生体認証 I C カードの解約の申出があった場合
本人から生体認証 I C カードを解約する旨の届出を当行が受け、所定の手続きが完了したとき。
- (2) 基本口座が解約された場合
預金者本人からのお申し出によるほか、基本口座が当行所定の各種預金規定に基づき解約された場合も含まれます。
- (3) 生体認証 I C カードが利用停止となった場合
本規定、「たんぎん I C キャッシュカード規定」により、当行が生体認証 I C カードの利用を停止した場合は、生体認証契約も解約となります。

12. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行所定の各種預金規定および「たんぎん I C キャッシュカード規定」により取扱います。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(令和 4 年 2 月 15 日現在)